

通告１番目、７番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。７番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回、戸籍法改正についてと、認知症基本法についての２点について、一般質問を行います。

最初に、戸籍法改正について質問を行います。

戸籍法の改正につきましては、本年、令和６年３月に戸籍の広域交付や戸籍届出をするときの戸籍証明書添付が不要となる法律が施行されています。また、令和５年６月２日には、戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、同月９日に公布されました。

昨年の改正法により、戸籍の記載事項の氏名に加えて、新たに振り仮名が追加され、公布の日から２年以内に施行するとなっていることから、国では、令和７年５月頃をめどに、戸籍に氏名の振り仮名の記載を開始する予定としており、実質１年を切っています。

そこでお尋ねいたします。本市の戸籍に記載されている方の人数についてお伺いいたします。

次に２点目として、私なりに調べたのですが、戸籍は法務省、住民基本情報は総務省であり、国の所管が異なることから、どこまでの振り仮名が認められるかなどの課題もあると言われています。

また、戸籍に氏名の振り仮名を記載するには、原則本人が届出を行うことになっています。そのため、本籍地の市町村は、改正法の施行日から遅滞なく対象者へ記載しようとする氏名の振り仮名を通知することになっており、対象者は、その通知を受けてから氏名の振り仮名の届出を行うことになります。しかし、対象者から届出がない場合は、管轄の法務局長の許可を得て、改正法の施行日から１年を経過した日に、職権により通知した氏名の振り仮名を記載することとなっています。

そこでお尋ねいたします。戸籍法改正の施行に向け、現在、本市ではどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

次に３点目として、本市の人口は約５万４,０００人であり、全員が本市に戸籍を置いているとは思いませんが、膨大な事務量になるかと思います。

そこでお尋ねいたします。今回の振り仮名入力には市職員で行うのか、お伺いいたします。

次に４点目として、戸籍法の改正により、戸籍事務内の連携が可能となり、戸籍事務の効率化が進むと言われています。しかし、その反面、個人情報漏えい等の危険性が危惧されています。昨今、個人情報については、転職等に伴い、データの持ち出しによる情報漏えいが多々報道されており、大きな社会問題となっていますので、本市としても慎重に取り扱う必要があります。

そこでお尋ねいたします。個人情報漏えいの対策について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　おはようございます。福岡議員の１番目のご質問、戸籍法改正についての１点目、本市の戸籍に記載されている方の人数は、についてお答えします。

令和６年８月３１日時点の本市の本籍数は１万７,１６６戸籍、本籍人口数は４万２,３０６人です。

次に、２点目から４点目、戸籍法改正の施行に向け、現在どのような状況か。振り仮名入力には市職員で対応するのか。個人情報漏えいの対策は、について一括してお答えします。

現在、戸籍におきましては、氏名の振り仮名は記載事項とされておらず、戸籍上、公証されていませんが、戸籍法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになります。

改正後の戸籍法の施行に伴う戸籍への氏名の振り仮名記載対応といたしまして、現在、戸籍情報システム等関係システムの改修作業を実施しております。

今後の令和６年度作業としましては、国から示されたスケジュールに基づき、１１月以降、住民票に記載されている仮の振り仮名を戸籍情報システムに登録、戸籍情報システムに登録した仮の振り仮名の情報を法務省の戸籍情報連携システムに全件送信する作業を行ってまいります。

令和７年５月以降につきましては、仮の振り仮名の通知情報の作成、通知書の印刷、発送、振り仮名の届出受付、戸籍情報システムへの振り仮名入力業務等の実施が予想されておりますが、円滑に業務が遂行できるよう、一部業務委託も視野に入れた事業実施案を検討しているところでございます。

戸籍情報システムにつきましては、個人情報の流出、悪用の防止対策としまして、生体認証を含む２要素認証により個人を特定した上で、戸籍情報連携システムから取得した情報の参照、出力を含む操作の記録を取得、管理する等の対策を行っておりますが、事業実施に当たり、管理体制の整備、職員教育の徹底等により、正確かつ安全に個人情報を取り扱ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 ３点について再質問を行います。

１点目に、以前、振り仮名が間違っていた場合、家庭裁判所の許可を得るようになることを見た記憶がありますが、戸籍謄抄本等発行時、本人から振り仮名が間違っているとの申出があった場合、どのようになるのでしょうか。また、市民が戸籍謄本等を必要とする場合、急を要することが多いと思いますが、その場合どうなるのでしょうか、お伺いします。

次に２点目として、市からの通知により振り仮名の届出を出した方から誤りの申出があった場合、入力誤りが考えられます。このような間違いが絶対あってはならないため、システム入力に際しては慎重に対応しなければなりません。また、職権で記載する場合についても同様と考えますが、それらの対応策等について、市の見解をお伺いいたします。

次に３点目として、今後、市民に対しての啓発をどのように実施しようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず１点目です。振り仮名等の間違いがあった場合、急を要する方への対応は、等についてです。現在、具体的な事務の取扱について国から示されておられませんので、明確なことは申し上げられません。しかし、振り仮名の記載誤りが本市の誤記によるものである場合は、戸籍訂正を行うこととなりますので、できる限り早急に対応していきたいと考えております。

次に、入力誤りですね、市のほうで入力したときに入力誤りを防ぐ対応策についてというご質問だったと思うんですが、氏名の振り仮名に限らず、戸籍への記載につきましては、現在も複数人の職員でチェックを行うことを徹底しております。正確な戸籍記載に努めております。

それから３点目、市民への啓発ということだったと思います。戸籍への氏名の振り仮名記載事業につきましては、法務省におきましても、広報用ポスター、リーフレットの作成等、周知啓発に取り組んでいるところではありますが、市としましては、対象者への通知書発送に加え、市広報紙、市ウェブサイトへの掲載、市民課窓口や各公共施設へのポスター掲示、各種行事等でのチラシ配布等を計画しております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、福岡進二議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に、認知症基本法について質問を行います。

近年、高齢化に伴い認知症になる方が増加している状況であり、厚労省の資料では65歳以上の認知症の方は、平成24年には全国で約462万人でした。しかし、令和2年には約602万人まで増加しており、令和7年には約675万人で、5.4人に約1人が認知症であり、また若年性認知症の方も増えると予測されています。

このような状況の中、令和5年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、現在、1年以上が経過しました。認知症基本法では、１．認知症施策の基本理念、２．国・地方公共団体や国民の責務、３．認知症施策推進基本計画等策定、４．認知症についての基本的施策など、詳しく定められていますが、成立を契機に、さらに理解を深めていくことが必要であり、特に地方自治体にも幾つかの取組が求められています。

また、認知症基本法第9条では、認知症の日は9月21日とし、認知症月間は9月1日から30日までとされています。本市では、従来から9月の世界アルツハイマー月間に認知症の理解を深め、安心して暮らせるまちを目指して様々な事業を展開しながら、市民の皆様は認知症を理解していただくための機会を設けられています。また、広報いわで9月号でも特集記事として取り上げてくれています。

そこでお尋ねいたします。本市の認知症施策の現状についてお伺いいたします。

次に２点目として、認知症基本法第19条では、相談体制の整備等において、国及び地方公共団体は、認知症の人、または家族などから各種の相談に対し、総合的に応じることができるようにするため、必要な体制の整備を図るものとするともに、必要な情報の提供及び助言、その他の必要な施策を講じるものとするされています。

そこでお尋ねいたします。本市の相談窓口や相談体制の現状についてお伺いいたします。

次に3点目として、先ほども申し上げましたが、認知症基本法が制定されてから1年以上が経過しました。同法13条では、市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。策定は努力義務になっていますが、自治体の責任を明確にするためにも、本市の認知症施策推進計画の策定が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市の認知症施策推進計画の策定はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

次に4点目として、認知症基本法第1条では、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としており、本市においても、地域の実情に即したさらなる施策を推進していかなければならないと思います。

そこでお尋ねいたします。本市の今後の取組についてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、認知症基本法についてお答えいたします。

まず1点目、本市の認知症施策の現状についてですが、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症予防を目的とした認知症予防教室や、認知症の方とその家族を支援する事業として、認知症サポーター養成講座を実施しています。認知症サポーター養成講座は、認知症を正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り、支える応援者を増やすためのもので、講座修了者で組織する認知症サポーターの会、ロバの会にもその一翼を担っていただいております。

また、認知症等により行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期発見、保護につなげる見守り愛ネットワーク事業や、認知症の方とその家族が地域の人や専門職等と交流や相談ができる場として、市内2か所で認知症カフェ事業を実施しています。

続いて2点目、本市の相談窓口や相談体制の現状につきましては、地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職が認知症の

相談に対応しています。また、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症サポーター医の協力を得て、認知症や認知症が疑われる方とその家族に対し、必要な医療や介護サービス等につなげるための支援や、関係機関等との連携を図っているところ です。

続いて3点目、本市の認知症施策推進計画の策定についてですが、令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、市町村の計画は、国及び県の基本計画を基本とし、市町村の実情に即して策定するように努めなければならないとされておりま す。よって、本市の計画は、今春閣議決定予定の国の認知症施策推進基本計画や県計画の内容を踏まえ、令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10期岩出市高齢者福祉計画、介護保険事業計画と一体的に策定する予定としておりま す。

次に4点目、今後の取組につきましては、さきに申しました各事業をさらに推進していくことが必要と考えま す。まずは認知症の早期発見、早期対応が重要であることから、地域包括支援センターが相談窓口であることをしっかりと周知していきま す。また、地域全体で認知症に対する理解がさらに進むよう、市の広報紙やウェブサイトに加え、SNS等で周知啓発に努めるとともに、認知症サポーター養成講座を企業や自治会などと連携して積極的に実施していきま す。今後も認知症の方とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと過ごしていくことができるよう、引き続き支援を行ってまいりま す。

○田中議長 再質問を許しま す。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点について再質問行いま す。

まず最初に、認知症基本法第3条では、基本理念として7つの項目が掲げられていま す。特に第3号では、「地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること」とされていま す。

そこでお尋ねいたしま す。制度の周知、情報の発信についてはどのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いま す。

次に2点目として、以前から認知症の受診に際しては、本人が物忘れとのことで受診を拒否したり、また診断を受けることへの不安等があると考えられ、早期発見、早期対応につながっていないのが課題であると報道されていま した。

そこでお尋ねいたします。最近、受診助成制度を導入する自治体もありますが、市の見解をお伺いいたします。また、本市において早期発見のための取組として、どのような施策を考えているのか、お伺いいたします。

次に３点目として、今後の検討課題として、認知症の方が増える中で、特に徘徊の傾向がある場合、家族には日常生活や社会生活を送る上で不安を抱えることとなります。そのような中で、地方自治体の中には、認知症が起因して予期せぬの事故が起きてしまった際の賠償責任保険を導入する自治体も増えてきているみたいです。

そこでお尋ねいたします。他の自治体で実施している賠償責任保険について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　福岡議員の再質問にお答えします。

まず１点目、認知症に関する制度の周知、情報発信の取組につきましては、先ほど答弁した内容のほかに、認知症に関する情報をまとめた認知症ケアパスを作成しています。この認知症ケアパスは、いつどこでどのような医療や介護サービスを受けられるのか。また、認知症の症状や症状に応じた対応ポイントなどを掲載しています。認知症の相談の際に配布するとともに、市ウェブサイトにも掲載しております。また、９月の認知症月間に合わせ、岩出図書館や市役所ロビーにおいて、認知症に関する展示も行っているところです。

次に２点目、受診助成制度に対する市の見解、また本市の早期発見の取組とは、ということだと思うんですけども、神戸市では、認知症の早期受診を支援するため、認知症の不安のある６５歳以上の市民を対象に、医療機関での認知機能検診が無料で受けることができる認知症診断助成制度を実施しているということは把握しております。また、全国的にも同様の制度を実施している自治体があることも把握しておりますが、県内では実施自治体がないということで、本市において、現在のところ、この制度を導入する考えはございません。

本市の早期発見の取組といたしましては、先ほども答弁いたしましたが、認知症初期集中支援チームによる認知症サポーター医やかかりつけ医などとの連携により、早期発見、早期受診につなげてまいります。

次に、３点目の賠償責任保険については、認知症の方が他人にけがを負わせたり、それから他人の物を壊すなど、日常生活における偶然な事故によって、本人や家族が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険で補償するというもので、県内９市の

うち、橋本市と紀の川市の２市が事業を実施しております。自治体において実施している賠償責任保険については、認知症施策推進大綱に、国が事例を収集し、施策効果の分析を行うとあることから、今後、国の動向を注視するとともに研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の２番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。